

議案第70号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和元年12月20日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和38年守口市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第19条の3まで 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の92.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3から5まで 略</p> <p>第21条から第29条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>1から28まで 略</p> <p><u>別表第1(第4条関係)</u></p>	<p>第1条から第19条の3まで 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の97.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3から5まで 略</p> <p>第21条から第29条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>1から28まで 略</p> <p><u>別表第1(第4条関係)</u></p>

給 号	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
2		145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
3		146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
4		147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
5		148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
6		149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
7		150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
8		151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
9		153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
10		154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
11		155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
12		157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
13		158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
14		159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
15		161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
16		162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17		164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18		165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19		167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200

給 号	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
2		147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
3		148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
4		149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
5		150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
6		151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
7		152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
8		153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
9		154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10		156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11		157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12		158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13		160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
14		161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
15		163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
16		164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17		165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18		167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19		168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200

20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600

20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600

43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		

43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		

(議 70 - 6)

66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			

66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					

112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用 職員	247,200 円							

以下 略

112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用 職員	247,200 円							

以下 略

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第12条の2まで 略	第1条から第12条の2まで 略

(住居手当)

第12条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 12,000 円 を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

2 略

(1) 月額 23,000 円 以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円 を控除した額

(2) 月額 23,000 円 を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円 を控除した額の2分の1に相当する額（その額が 16,000 円 を超えるときは、16,000 円）に11,000円を加算した額

3 略

第13条から第19条の3まで 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 97.5 を乗じて得た額の総額

(2) 略

3から5まで 略

(住居手当)

第12条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 16,000 円 を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

2 略

(1) 月額 27,000 円 以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円 を控除した額

(2) 月額 27,000 円 を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円 を控除した額の2分の1に相当する額（その額が 17,000 円 を超えるときは、17,000 円）に11,000円を加算した額

3 略

第13条から第19条の3まで 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 95 を乗じて得た額の総額

(2) 略

3から5まで 略

以下 略

以下 略

(守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年守口市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条から第4条まで 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第4条まで 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>以下 略</p>

第4条 守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条から第4条まで 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額<u>に100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第4条まで 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額<u>に100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>以下 略</p>

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年守口市条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条及び第2条 略</p>	<p>第1条及び第2条 略</p>

<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、6月1日又は12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、6月1日又は12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>
---	---

第6条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p>

3 期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の227.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。

以下 略

3 期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。

以下 略

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条並びに附則第6項及び第7項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という。）第20条第2項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の職員給与条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（職員給与条例第20条第2項の改正規定に限る。附則第5項において同じ。）による改正後の職員給与条例、第3条の規定による改正後の守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）及び第5条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正前の職員給与条例の規定に基づいて、平成31年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、第1条の規定による改正後の職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(勤勉手当の内払)

- 5 第 1 条の規定による改正前の職員給与条例の規定に基づいて、令和元年 12 月に支給する勤勉手当は、第 1 条の規定による改正後の職員給与条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 6 附則第 1 項ただし書に規定する日 (以下この項において「一部施行日」という。) の前日において第 2 条の規定による改正前の職員給与条例第 12 条の 3 の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅 (貸間を含む。) を借り受け、家賃 (使用料を含む。以下この項において同じ。) を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 2 条の規定による改正後の職員給与条例第 12 条の 3 の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額 (当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第 2 号において「旧手当額」という。) から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第 2 条の規定による改正後の職員給与条例第 12 条の 3 第 1 項に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第 2 条の規定による改正後の職員給与条例第 12 条の 3 第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員

- 7 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(期末手当の内払)

- 8 第 3 条の規定による改正前の守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は第 5 条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、令和元年 12 月に支給する期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(教育長等に対する準用)

- 9 附則第 3 項及び前項の規定は、守口市教育委員会の教育長の給与等に関する条例 (昭和 27 年守口市条例第 93 号) 及び守口市水道事業管理者の給与に関する条例 (昭和 46 年守口市条例第 33 号) の規定により令和元年 12 月に支給する期末手当について準用する。

(委任事項)

- 10 附則第 4 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。